震災時避難所支援対応マニュアル(例)

			地	 震 発	 生(震度	5 強以上)		
		旧辛生生	- 			児童生徒 不在	(休日等含む)	
		│ 児童生徒 │	在校			九里土爬竹伍		
		○初期対応 ・一次避難行動指示 ・情報端末の電源を入れ ・避難経路確保	(la (()		初期対応 職員参集 情報端末の電源を 避難経路確保	())
		・火災等二次災害防止	()	•	火災等二次災害防)
)災害対策本				
<u> </u>	~ 次文	対応判断 ()	74	刃及び周辺の状況 皮情報	己(倒壊・火災 ・交通情報	・液状化等)・地 器 ・ラ	震の規模、震度 イフライン情報	
	- U () .	7,00,13691	, IT-I					
	避難	マ対応 推(待機)場所へ誘導 B端末の電源を入れる	()		Ͻ児童生徒の安否研 ・校内巡視 ・通学路巡視	生認 ()
		推経路確保	()		• 自宅確認	()
_ •	火災	《等二次災害防止 ————————————————————————————————————	()		・スクールバス	()
C)避難	 推場所決定 ※使用可能堪	易所の確認			校内にいる児童生	徒 下校した	:児童生徒
		全生徒待機場所 14年度2012年####	()			Г		
	地項	戊住民等避難場所	()			L	○安否確認 ()
		〇保護者	`連絡 ※連絡	手段(•	•)]
		〇引き渡し)学校に留め置く		
		・「引き渡しカード」に	より連絡先を確認	認 (健康・精神面のク	ーア	()
		「引き渡し一覧」に必要した。		(/	・食料等対応 ・暖房器具対応 ※	(禾笠により	()
		・引き渡し終了後災害対 ・学校内で状況を共有		(/	・暖房協具対応 ・トイレ対応	く学則により	()
	L,	〇避 難 所 支 援 ※市町村避難所運営のシステムに即して可能な範囲で支援をする。						
		〇避難所 総務・情報班	支援 ※市町 施設管理班		<u>システムに即</u> 斗・物資班	して可能な範囲で3 保健・衛		要援護者班
		()	() ()	()	()
		・運営本部の設置・避難者名簿の作成	・受付の設置		受入準備、管理			護者用窓口の設置
		・市町村災害対策本部	(避難者名簿の記・避難所のレイア)受入準備、管	・AED の確認・福 ・スリッパ対応	であるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる	護者及び未確認者の
		との連絡	作成	理、配		・トイレ用水の		護者からの相談対応
		・教育委員会等との連 絡	・立入禁止区域の・防火・防犯		、の運搬、設置 はし場所の確保	・清掃・ゴミ等の		
		・避難者への情報提供		/// ()		(スペース確保)	•	
4)自ま	医防災組織への移行	○被領	 害実態調査				
1								
)学材	校再開に向けた準備 📉	○教育	育委員会との協議	美			
C)学材	交教育の再開	〇家原	庭訪問・仮登校				
			○授美	業再開に向けた れ	数育委員会等と	この協議		
		◎ 事前確認事項		業再開に向けた 都	数育委員会等と	さの協議		
		1 保護者との確 (1) 緊急時引き	認事項 渡しカードの作品	成(学校における	る地震防災マニ	: の協議 ニュアル p 1 6 、 p ニュアル p 1 8 参照		
		1 保護者との確 (1)緊急時引き (2)帰宅困難と (3)災害時、生	認事項 渡しカードの作用 なった場合の確認 徒の下校途中には	成(学校における 忍(学校における ける対応について	る地震防災マニ る地震防災マニ ての確認(学校	ニュアル p 1 6 、 p ニュアル p 1 8 参照 なにおける地震防災		
		1 保護者との確 (1)緊急時引き (2)帰宅困難と (3)災害時、生 ア 通学路の 2 施設解錠等に	認事項 渡しカードの作品 なった場合の確認 徒の下校途中には 危険箇所や、通知 関する事項の確認	成(学校における 忍(学校における する対応について 学路近くの避難場	る地震防災マニ る地震防災マニ ての確認(学校	ニュアル p 1 6 、 p ニュアル p 1 8 参照 なにおける地震防災 イ 保護者との	() マニュアル p 2 1 を)連絡体制の整備・A	
		1 保護者との確 (1)緊急時引き (2)帰宅困難と (3)災害時、生 ア 通学路の 2 施設解錠等に	認事項 渡しカードの作品 なった場合の確認 徒の下校途中には 危険箇所や、通過 関する事項の確認 在時の施設解錠を 関する事項の確認	成(学校における 忍(学校における する対応について 学路近くの避難な 者の確認 認	る地震防災マニ る地震防災マニ ての確認(学校	ニュアル p 1 6 、 p ニュアル p 1 8 参照 なにおける地震防災	() マニュアル p 2 1 を)連絡体制の整備・A	

(2) 避難所開設までの必要事項確認(市町村部局との連携確認)